

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年9月15日（平成28年（行情）諮問第585号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（行情）答申第229号）

事件名：特定個人が特定日に東北厚生局に行った特定保険医療機関の診療内容に関する情報提供への対応状況が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定個人が平成28年特定月日に東北厚生局へ情報提供した内容に対する東北厚生局の対応状況に関する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東北厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年6月15日付け東北厚発0615第25号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

医療機関の診療に対して情報提供を行ったが、その対応状況結果について情報提供を行った本人に内容を知らせてもらえないと言うことは理不尽である。

##### （2）意見書

平成28年特定月日に東北厚生局を訪問し、特定保険医療機関の診察について情報提供を行った。その話の中で、特定担当官から特定保険医療機関に誤りがあれば、7割を国保で回収し3割を本人に返還するように医師に対して指導（要請）を行う旨の話があった。その場合、医師に返還するよう指導（要請）しても返還しない場合は、どうなるのかと質問したところ無口になり返答はなかった。

色々話している中で、特定担当官は、内容についてお知らせすることはできないので、はっきりさせるには裁判しかありませんとの指導を受

けた。これに対し私は裁判になればお金がかかるのではと申し上げたところ、「お金は取れますよ」との回答を得た。（私は、情報が無くてもお金は取れると感じた。）

特定月日裁判に持ち込もうとして弁護士に相談に行ったところ、仮に10万～20万円取れたとしても諸経費が約100万円位必要になるということで相手にしてもらえず現在に到っている。（医療関係に疎い弁護士だと思いました。）

私としては、特定担当官の回答（お金が取れる）を踏まえ、情報が無い場合でも国保の7割の返還請求を行っている前提で、私は医師に対して3割の医療負担分の請求を行う積もり（原文ママ）であるが、厚生省（原文ママ）として再度医師に対し私に治療費を返還するよう指導（要請）して頂きたい。

又、できれば是非とも情報の開示をお願いしたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年5月24日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年7月14日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、処分庁は、本件対象行政文書の存否を明らかにすると、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示としたものであるが、諮問庁としては、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法5条2号イに加え、同条1号及び6号柱書きの不開示情報をも開示することとなるため、原処分は結論として妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）等に基づき、傷病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することにより、保険診療（保険調剤を含む。）を行うことができることとされている。

る。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならないこととされている。

## （２）保険医療機関等に対する指導等について

### ア 指導について

指導とは、健保法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものである。

指導の形態としては、「集団指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、「集団的個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び「個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の３形態がある。

また、個別指導後の措置は、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性により、「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」及び「要監査」の４種類がある。

### イ 監査について

監査とは、保険医療機関等が行う診療内容及び診療報酬請求について、不適切なものについては、その事実を確認し必要な措置を講ずることを目的としているものである。

個別指導において、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合等には、監査に移行する。

また、監査後の措置は、不正又は不当の事案の内容により、「取消処分」（保険医療機関等の指定の取消（健保法８０条）及び保険医等の登録の取消（同法８１条））、「戒告」及び「注意」の３種類がある。

## （３）保険医療機関等及び保険医等に関する情報について

### ア 情報提供の重要性

地方厚生（支）局（事務所を含む。以下同じ。）は、保険医療機関等及び保険医等に関する情報が提供されたときは、提供された情報の内容に応じて個別指導や監査等の対応を行う。

情報提供を端緒として実施した個別指導から監査に移行し、上記３（２）イの「取消処分」に至る場合も少なくないことから、情報提

供は、指導及び監査等に係る事務を適正に遂行する上で極めて重要である。（例えば、平成26年度における指定取消処分（指定取消相当を含む。）全41件のうち、情報提供が端緒であるものは25件であり過半数を占めている。（平成27年12月公表））

#### イ 情報の管理

（ア）保険医療機関等及び保険医等に関する情報が提供された場合、情報が提供された事実、提供された情報の内容、地方厚生（支）局の対応（調査状況、個別指導や監査の実施等）等を公にすると、当該保険医療機関等及び保険医等が不正・不当な診療を行っているのではないかとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといったいわゆる風評被害が発生するおそれがある。

（イ）また、情報提供者は、提供した情報に係る保険医療機関等の患者や従業員等、当該保険医療機関等と一定の関係を有する者である可能性が高いところ、情報が提供された事実等を公にし、当該事実等を当該保険医療機関等及び保険医等が知ることとなった場合には、患者と医師、あるいは従業員と雇用主という関係の下で、情報提供者が当該保険医療機関等及び保険医等から有形・無形の圧力が加えられる等、様々な不利益を被るなどのおそれがある。

（ウ）さらに、情報提供者が何らかの不利益を被ることとなれば、情報提供者から行政への信頼を損なうこととなり、また、このようなことが一般に知られることとなった場合、これまで社会正義の観点から情報の提供を行っていた者一般について不利益を被る可能性があるため情報提供を躊躇するなどの自制的な行動につながるおそれがある。

（エ）これらのことから、保険医療機関等及び保険医等に関する情報が提供された事実等については、外部の者に知られることがないように厳重に管理しており、また、地方厚生（支）局の対応（調査状況、個別指導や監査の実施等）については、情報提供者に対してもお知らせしていないところである。

#### （4）本件存否情報について

審査請求人は、上記1（1）のとおり、情報提供者としての審査請求人の氏名等及び特定保険医療機関の名称等を名指しした上で、当該情報提供に対する東北厚生局の対応状況に係る行政文書の開示を求めている。したがって、その存否を明らかにすると、

ア 請求者が特定保険医療機関について情報提供を行ったという事実の有無（本件存否情報1）

イ 特定保険医療機関が情報提供されたという事実の有無（本件存否情報2）

ウ 特定保険医療機関が個別指導等を受けたという事実の有無（本件存否情報3）

が明らかになる。

(5) 本件存否情報の不開示情報該当性について

ア 本件存否情報1について

本件存否情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号本文前段に該当し、また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、他に同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

イ 本件存否情報2について

(ア) 本件存否情報2は、これを公にすると、上記(3)イ(ア)のとおり、いわゆる風評被害が発生するなど、特定保険医療機関の社会的信用を低下させ、受診患者数の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(イ) また、上記(3)イ(イ)及び(ウ)のとおり、情報提供者が不利益を被るおそれや一般の者が情報提供を躊躇するなど自制的な行動につながるおそれがあり、個別指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する。

ウ 本件存否情報3について

本件存否情報3は、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当する。

4 結論

以上のとおり、原処分は結論として妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月15日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月3日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成29年8月31日 | 審議            |
| ⑤ 同年9月14日    | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づ

き、その存否を明らかにせずに関示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁は、本件対象文書は、その存否を答えるだけで法5条2号イに加え、同条1号及び6号柱書きの不開示情報も開示することとなるから原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4）及び（5））において、以下のとおり説明する。

### ア 本件存否情報について

審査請求人は、上記第3の1（1）のとおり、情報提供者の氏名等及び特定保険医療機関の名称等を名指しした上で、当該情報提供に対する東北厚生局の対応状況に係る行政文書の開示を求めている。したがって、その存否を明らかにすると、

(ア) 特定個人が情報提供を行ったという事実の有無（本件存否情報1）

(イ) 特定保険医療機関について情報提供されたという事実の有無（本件存否情報2）

(ウ) 特定保険医療機関が個別指導等を受けたという事実の有無（本件存否情報3）

が明らかになる。

### イ 本件存否情報の不開示情報該当性について

#### (ア) 本件存否情報1について

本件存否情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号本文前段に該当し、また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

#### (イ) 本件存否情報2について

a 本件存否情報2は、これを公にすると、上記第3の3（3）イ（ア）のとおり、いわゆる風評被害が発生するなど、特定保険医療機関の社会的信用を低下させ、受診患者数の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

b 上記第3の3（3）イ（イ）及び（ウ）のとおり、情報提供者が不利益を被るおそれや一般の者が情報提供をちゅうちょするなど自制的な行動につながるおそれがあり、個別指導等に係

る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する。

(ウ) 本件存否情報3について

本件存否情報3は、上記(イ) aと同様の理由により、法5条2号イに該当する。

(2) 以上を踏まえ、以下、検討する。

ア 本件対象文書は、特定個人が平成28年特定月日に東北厚生局へ情報提供した内容に対する東北厚生局の対応状況に関する文書であり、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が情報提供を行ったという事実の有無(本件存否情報1)を明らかにすることになる。

イ 本件存否情報1の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号本文前段に該当し、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとしていることについては、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子